

『市民団体協働の川づくり事業』 Q & A

(Q 1)

『市民団体協働の川づくり事業』とは

地域住民が河川への親しみを持つとともに、安全にかつ安心して生活することができる川づくりを目的として、北海道、市町村及び河川愛護団体や沿川自治会などが協働して実施する事業です。

(Q 2)

『市民団体協働の川づくり事業』における市町村の役割は何か

地域住民に身近な川の草刈りや伐開を行っていただくことは、地域住民によるまちづくりの一環と考えており、事業の実施に当たって地元市町村の協力が不可欠なものであることから、実施区域の決定や市民団体との連絡・調整にご協力いただくこととしています。

(Q 3)

『市民団体協働の川づくり事業』に係る事務手続きはどのように行うのか

事業の実施は市町村と協議の上、建設管理部の事業課又は出張所で決定します。

市民団体から作業計画書を提出いただくことで、見積書や契約書の作成を省略することとしていますが、事業の実施に当たっては、作業計画書の他、参加人員名簿、作業完了報告書、請求書などの書類を提出いただくこととなります。

(Q 4)

刈草の処理はどのように行うのか

本事業で実施する草刈りは集草しないことを基本としていますので、刈草はそのまま存置して下さい。

なお、市民団体の好意による集草や刈草等の処理を拒むものではありませんが、集草した場合には廃棄物（ゴミ）として適正に処理する必要が生じますので、建設管理部及び関係市町村と協議を行ってください。

(Q 5)

伐開により発生する伐開物や刈草の処理はどのように行うのか

本事業で実施する伐開に伴い発生する伐開物や刈草については、建設管理部にて処理します。

伐木の幹などについては財産（有価物）として売却し、枝や刈草などは廃棄物（ゴミ）として処理することとなりますので、建設管理部担当職員の指示により、分別して集積してください。

(Q 6)

市民団体が伐開物や刈草を受け取ることはできるか

伐木の幹などについては財産（有価物）として売却することが基本となります。

ただし、発生量や樹種により売却処分ができない場合には、市町村との協議を行った上で無償譲渡することもできますので、建設管理部及び関係市町村と協議してください。

また、廃棄物（ゴミ）として扱うこととなる枝や刈草などについては、廃棄物（ゴミ）処理の窓口である市町村や建設管理部と協議してください。

(Q7)

保険の契約手続きはどの様に行うのか

建設管理部にて保険契約手続きを行うこととしていますので、作業実施前に作業員名簿を提出してください。

なお、作業参加者のけがを想定した傷害保険とチェーンソーや草刈機による飛び石事故等を想定した賠償保険に加入することとしています。実際に使用する機械が保険適用外となる場合がありますので、詳細については建設管理部担当職員に確認してください。

(Q8)

同一箇所を草刈りを複数回行うことは可能か

草刈りの範囲や回数については、各建設管理部で定める「維持管理実施計画」を基本として決定することとなりますので、建設管理部及び関係市町村と協議してください。

(Q9)

作業に必要な草刈機やチェーンソー等の機械を建設管理部から借りることは可能か

作業に使用する草刈機やチェーンソー等の機械、燃料、軍手等については、実施する団体で用意していただくこととなります。

(Q10)

作業完了の確認はどの様に行うのか

作業完了報告書が提出された時点で、建設管理部の職員が目視による現地確認を行います。

なお、作業完了写真は、作業前後の状態を比較しやすいよう撮影してください。

(Q11)

費用はどのように算定するのか

算定基準では、実施する団体の作業機械や熟練度に関係なく平均的な費用を算定するための標準的な作業量 (m²/人) を定めていることから、実際の参加人員ではなく、この標準的な作業量により算出した費用をお支払いします。

なお、この標準的な作業量 (m²/人) は全道的な標準値となっており、当該河川の実績や現地の作業難易度などにより増減する場合がありますので、事業実施の要望に当たっては、建設管理部に確認してください。